

独立監査人の監査報告書

2025 年 5 月 27 日

特定非営利活動法人 かものはしプロジェクト

代表理事 青木 健太 殿

牧原 公認会計士事務所

東京都大田区

公認会計士 牧原 大二

監査意見

私は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトの 2024 年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表等、すなわち、活動計算書、貸借対照表並びに財産目録について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、すべての重要な点において、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項―財務諸表等作成の基礎

財務諸表の注記に記載されているとおり、財務諸表等は、所轄庁へ提出するために、「NPO 法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表等を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表等及びその監査報告書以外の情報である。私は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財務諸表の注記に記載された会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し、また、財務諸表等の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び

運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトの財務報告プロセスの整備及び運用における理事者の業務執行の状況を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、特定非営利活動法人かものはしプロジェクトは継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、財務諸表の注記に記載されているとおり、「NPO法人会計基準」の規定に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

特定非営利活動法人かものはしプロジェクトと私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上